

令和7年度財政援助団体等監査について、横手市長から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和8年3月31日

## 監査報告書により指摘された事項の状況報告

- 種類 令和7年度 財政援助団体等監査
- 期間 令和7年7月4日～令和7年11月27日
- 範囲 令和6年度事業を対象
- ①出資団体 2団体
- ②公の施設の指定管理者 2団体（4施設）
- ③補助金等交付団体 所管部局に対して実施

対象団体	指摘事項	回答
株式会社 ウッド さんない	<p>(1) 出資団体に対して 前回指摘した給料表の整備について、検討する旨の報告があったが、対応が確認できなかった。検討した結果を示していただきたい。</p> <p>(2) 所管部局に対して 前回の監査結果（給料表の整備等）が引き継がれていなかった。所管部局として賃金規程及び運営状況を確認・把握していただきたい。</p>	<p>(1) 人事評価に基づいた給料表の策定を検討したが、会社の業績が不安定であり、給料表に沿った昇給等ができないこともあるため、現状、策定は考えていない。しかし、策定はせずとも、人事評価を加味した昇給等を実施し、職員の士気が高まるよう対応していきたい。</p> <p>(2) 今回の指摘を受け（株）ウッドさんないと協議をし、協議内容を簿冊で引き継いでいくこと、人事異動引継書への記入も行うこととした。また、年2回（下半期指定管理料請求時、実績報告書提出時）協議をし、運営状況等を確認・把握していくこととした。</p>

対象団体	指摘事項	回答
<p>指定管理者・株式会社ウツデザイン            横手市農林水産物直売・食材供給施設            農香庵</p>	<p>(1) 公の施設の指定管理者に対して            ア 前回の監査で経理規程を作成するよう指摘しているが、未だに整備されていない。指定管理業務仕様書の規定に従って対応していただきたい。            イ 支出によって分けるべき管理口座が会社本体の口座と同一となっている。対象施設ごとに経費の仕分けができるような会計処理をしていただきたい。            ウ 基本協定書に定められた期限まで指定管理料の請求書を提出していただきたい。            エ 指定管理に伴う業務報告書の収入項目に取り落としがあった。適切に対処していただきたい。</p> <p>(2) 所管部局に対して            収入項目に取り落としのある業務報告書を受理していた。提出資料を精査し内容に不備がある場合は指導・監督を行っていただきたい。</p>	<p>(1)            ア 指定管理業務用の経理規程を策定し、それに沿った事務をすることは、各部門で経費等を按分している現在の状況では事務量も含め、不可能である。今後は会社の経理規程を準用し、指定管理経費を適切に管理していくこととした。(所管課と仕様書の変更について対応中である。)            イ 施設の維持管理にかかる経費は指定管理と会社とで按分しており、口座を分けて管理することは困難である。現在、所管課へ口座を分けることができない理由及び今後の適切な経費管理について申し、基本協定書及び仕様書の変更について対応していくこととした。            ウ 請求書の提出を失念していた。令和7年度については期限内に提出しており、今後は失念しないよう社内で連絡を取り合い、対応していくこととした。            エ 補助金を収入項目に入れるべきと思っていなかった。修正したものを9月に再提出している。今後は補助金等の収入項目及びその他項目に不備がないよう報告する。</p> <p>(2)            過去の報告書と項目に違いがないため、補助金の記載漏れに気づくことができなかった。施設の収支について把握し、提出資料を入念に確認し、不備がある場合の指導等適正に行っていく。</p>
<p>指定管理者・株式会社需要開発センター            横手市国産材</p>	<p>(1) 公の施設の指定管理者に対して            ア 前回の監査で経理規程を作成するよう指摘しているが、未だに整備されていない。指定管理業務仕様書の規定に従って対応していただきたい。            イ 木工機械利用料の徴収額が設置条例第5条に定める使用料の額と相違があった。また、市と料金に関する協議も行われていないので、手続きを適切に行っていただきたい。            ウ 指定管理料の請求書は、基本協定書に定められた期限まで提出していただきたい。</p> <p>(2) 所管部局に対して            指定管理に伴う業務計画書を財政課へ合議していない。</p>	<p>(1)            ア 指定管理業務用の経理規程を策定し、それに沿った事務をすることは、各部門で経費等を按分している現在の状況では事務量も含め、不可能である。今後は会社の経理規程を準用し、指定管理経費を適切に管理していくこととした。(所管課と仕様書の変更について対応中である。)            イ 令和2年に設置条例が改正され、使用料が変わったことを把握していなかった。現在は設置条例に定められた使用料を徴収している。            ウ 請求書の提出を失念していた。令和7年度については期限内に提出しており、今後は失念しないよう社内で連絡を取り合い、対応していくこととした。</p> <p>(2)            今後は事務決裁規程に沿った決裁区分を都度確認し、適切に決裁・合議していく。</p>

対象団体	指摘事項	回答
<p style="text-align: center;">市内中小商業者10者 空き店舗等利活用支援事業補助金</p>	<p>(1) 補助金交付団体に対して 事業実績報告書の収支決算書の一部に誤りがあった。</p> <p>(2) 所管部局に対して ア 実績報告書と領収書の日付に不整合のものがあった。また、実績報告書の金額に誤りがあるものを受け付けていた。補助金交付要綱等に従って適切に対処していただきたい。 イ 補助金の詳細を説明する「横手市商工業関係の助成制度」(冊子・市ホームページ掲載)では、本人の責によらない場合は補助金の返還を求めないとしているが、その基準が明確でない。補助金交付要綱に沿った適切な対応を基準に反映していただきたい。 ウ 「横手市商工業関係の助成制度」では、年度によって補助条件が変更された内容で記載されているが、当該補助金の取扱いに関する要綱等の改正手続きに係る文書決裁が確認できない。要綱及び内規等の規定内容を変更する場合は、公文書管理規則及び事務決裁規程に基づき公文書として決裁していただきたい。</p>	<p>(1) 実績報告書の収支決算書と添付書類については、市担当課と協議の上で、必要な修正を行った。</p> <p>(2) ア 実績報告書と添付書類との不整合については、交付対象者と協議の上、必要な修正を行った。また、今回の指摘は消費税の課税・非課税取引の理解が不十分なために生じたことであり、課内で正しい解釈を共有するとともに、過誤額については交付対象者と協議の上で要綱等にしながら対処する。なお、今後同様の誤りを生じさせないよう、事業概要資料や様式の修正を行い、申請者及び交付対象者への周知を徹底する。 イ 補助金返還の基準や手続きについては、今年度内に既存の内規を改定し、部内で設置している審査会において返還の可否を判断することとする。 ウ 制度を変更する際は、公文書管理規則及び事務決裁規程に基づき、公文書として決裁することを徹底する。</p>